

平成25年6月12日

平成25年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成25年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成25年6月12日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	和 田 勝 弘	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長	西 啓 介
まちづくり戦略室長	南 康 明	まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長	早 野 清 隆
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	総務部理事兼総務課長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人

教育次長	古谷 清	都市整備部理事 兼 建築課長	木下 研一
水道事業理事	岡本 茂	都市整備部理事 兼 建築課長	家永 淳
危機管理監	谷下 泰久	教育委員会事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本 稔明
		財政課長	相馬 進祐

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山 鐵男	議会事務局主幹	増田 明
--------	-------	---------	------

議事日程

日程 1	議案第38号	専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算 （第7次））
日程 2	議案第39号	専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町国民健康保険特別会 計補正予算（第3次））
日程 3	議案第40号	専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町下水道事業特別会計 補正予算（第3次））
日程 4	議案第41号	専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町漁業集落排水事業特 別会計補正予算（第1次））
日程 5	議案第42号	専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町多奈川財産区特別会 計補正予算（第4次））
日程 6	議案第43号	平成25年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件
日程 7	議案第44号	特定事業契約締結の件（町営緑ヶ丘住宅PFI事業）
日程 8	議案第45号	岬町子ども・子育て会議条例を制定する件
日程 9	議案第46号	岬町運動広場設置条例の一部を改正する件
日程10	報告第1号	平成24年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
追加日程 1		議長辞職の件
追加日程 2	選挙第5号	議長の選挙

追加日程 3		副議長辞職の件
追加日程 4	選挙第 6 号	副議長の選挙
日程11	選任第 4 号	常任委員会委員の選任
日程12	選任第 5 号	議会運営委員会委員の選任
日程13	選任第 6 号	特別委員会委員の選任
日程14	推選第 2 号	農業委員会委員の推せん
日程15	選挙第 4 号	泉州南消防組合議会議員の選挙
日程16	議案第47号	監査委員の選任について同意を求める件
日程17		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程18		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程19		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程20		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第2回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は14名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、議案第38号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第7次））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程1、議案第38号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第7次））につきましてご説明いたします。

平成24年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成24年度一般会計の決算見込みにつきましてご説明させていただきます。

平成24年度におきましては、地価の下落及び少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、公債費が高どまりしている状況の中での厳しい財政運営となりましたが、固定資産税の超過課税による増収額や特別地方交付税などの財源の確保に加え、第2次集中改革プランによる行財政改革の取り組みを進めた結果、実質収支は、引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

また、決算上生じる剰余金につきましては、今後の財政運営に資するため財政調整基金に積み立てを行うことを予定しております。

今後の町財政の見通しは、依然として厳しい財政運営が続くものと予想されており、中長期的な財政収支の均衡及び財政構造の弾力性を回復するためには、さらなる行財政改革の推進が必要となっておりますので、現行の第2次集中改革プランに基づき積極的に行財政改革に取り組んで

まいります。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,925万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、11ページから18ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

まず、町税につきましては、決算見込みを踏まえ、5,152万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、町民税の個人所得割1,312万円、法人税割2,367万円、町たばこ税1,566万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれの交付決定額の確定に伴い、合計で2,803万4,000円を増額計上いたしております。

3ページをごらん願います。

分担金及び負担金につきましては、下孝子地区の柳池堤体改修に伴う、ため池施設改良事業分担金22万円を増額計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、電柱敷等使用料といたしまして、564万6,000円を増額計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、2,753万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、河川災害復旧費負担金958万7,000円のほか、社会資本整備総合交付金が全体で1,535万3,000円をそれぞれ減額計上いたしております。なお、社会資本整備総合交付金の内訳といたしましては、町民体育館耐震改修事業交付金26万1,000円、町営緑ヶ丘住宅PFI建替事業交付金128万1,000円、既存民間建築物耐震診断事業等交付金86万8,000円、町道岬海岸番川線整備事業等交付金1,294万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、2,943万4,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金が合計で3,520万円を増額計上する一方、ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金520万円を減額計上するものでございます。

次に、財産収入につきましては、各種基金に係る預金利子15万5,000円及び株式会社ジェイコムウエスト利益配当金3万5,000円、合計で19万円を増額計上するものでございます。

寄附金につきましては、個人や団体からいただきました岬ゆめ・みらい寄附金233万6,000円を増額計上いたしております。

繰入金につきましては、6,089万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算見込みを踏まえ、当初予算及び補正予算編成時に際しまして、これまで必要な財源として計上いたしておりました財政調整基金繰入金6,066万2,000円を減額計上する一方、多奈川財産区特別会計繰入金につきましては、18万2,000円を増額計上するものでございます。

次に、諸収入につきましては、交付決定等に伴い、185万4,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、町民体育館整備事業に伴うスポーツ振興くじ助成金323万8,000円を減額計上する一方、大阪府市町村振興協会市町村交付金（宝くじ交付金）253万8,000円を増額計上するものでございます。

次に、町債につきましては、起債借入額の決定に伴い、2,290万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道岬海岸番川線整備事業等の町道整備事業債740万円、昨年6月の豪雨災害に伴う河川災害復旧債1,170万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、19ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、503万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整として、地域情報化システム保守委託料120万2,000円、住民情報システムリース料86万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

民生費につきましては、151万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整として、障害児通所支援給付費78万6,000円、保育所改修工事67万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、2,350万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整として、妊婦一般健康診査委託料220万円、個別予防接種委託料1,750万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、16万7,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整として、ため池改修工事5万9,000円を減額計上する一方、決算見込みを踏まえ漁業集落排水事業特別会計繰出金22万6,000円を増額計上するものでございます。

次に、土木費につきましては、2,849万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整といたしまして、岬海岸番川線道路改良工事1,919万7,000円、町営緑ヶ丘住宅建替事業に係るPFIアドバイザー業務委託料256万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。

消防費につきましては、8万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員2名の退職に伴う報償金118万5,000円を増額計上する一方、平成25年4月から新たに発足いたしました泉州南消防組合に係る消防広域化準備負担金95万4,000円を不用額の調整として減額計上するものでございます。

教育費につきましては、1,599万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、小学校耐震補強事業に係る設計業務委託料・耐震診断委託料を合わせて949万4,000円、町民体育館耐震改修事業に係る工事監理業務委託料・耐震改修等工事を合わせて650万円を、いずれも不用額の調整としてそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、災害復旧費につきましては、不用額の調整といたしまして、測量設計業務委託料23万円、河川災害復旧工事1,371万1,000円、合計で1,394万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

公債費につきましては、一時借入金利子の不用額231万円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、9,859万6,000円を増額計上しております。主な内容といたしましては、決算上の歳計剰余金を今後の財政運営に資するために財政調整基金に、また歳入予算で計上いたしております岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるほか、基金預金利子を各種基金にそれぞれ積み立てを行うものでございます。

続いて、7ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

地方債借入額の決定に伴い、ごみ処理施設整備事業を新たに追加するとともに、保育所整備事

業ほか4事業につきまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上が補正予算（第7次）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 専決ということですので、委員会付託がありませんので、この場でお聞きしたいことが何点かあります。

議案のまず7ページのごみ処理施設整備事業、新たに追加されたものでありますけれども、この内容について確認をさせていただきたいのが1点目であります。

それから、15ページの国庫補助金の中で、社会資本整備総合交付金について確認をさせてください。4種類ありまして、先ほどご説明をいただいたんですが、下の2つについてお尋ねをいたします。

都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金のところで、既存民間建築物の耐震診断にかかわるものであったように聞いたと思うんですが、これは同じようなことで22ページにも歳出の中で書かれているんですが、減額となっております。これは、実際に使われたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つの道路橋梁費補助金のところの説明をちょっと聞き逃してしまったので、申しわけないんですが、もう一度、先ほど説明していただいた内容と同じで結構ですので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、21ページの衛生費予備費の中で、個別予防接種委託料の減額と先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、金額が若干大きいので、この減額となった理由等についてお聞きしておきたいと思います。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 まず、私のほうからごみ処理施設整備事業債450万円の内容につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、美化センターにおきまして電気設備の改修を行いまして、その事業費に係ります国からの財政融資基金、国からの借入金で350万円、それから残りの100万円につきましては大阪府からの施設整備改正金、あわせまして450万円を起債充当する、そのような事業を行うことに伴いまして、特定財源を確保するために起債を発行したその額が450万

円でございます。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 個別予防接種委託料の不用額でございます。この部分につきましては、日本脳炎1期・2期、それとMRの3期・4期、それとこれが一番数字が大きくなりますけれども、子宮頸がん、そしてヒブワクチン、肺炎球菌、不活化ポリオ、これらの予防接種について、計画数を接種者のほうが下回ったというところがございます、この1,750万円の内訳としましては、大きいものでいきますと、子宮頸がん約637万円、日本脳炎1期・2期で約500万円という形となっているところがございます。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 中原議員の15ページの2番と土木費の国庫補助金のうち、都市計画の中で社会資本交付金の件ですけれども、これにつきましては、社会資本の整備で狭隘道路の岬海岸番川線、これの交付金額の減額及び落札差金によるもので1,294万3,000円、あと22ページのほうになりますけれども、民間の一番下の173万5,000円、これにつきましては、木下のほうでお願いします。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 15ページ、土木費の都市計画費補助金に係ります社会資本整備交付金でございますが、これは既存民間住宅の耐震診断に係るものでございまして、当初予定しておりましたのが診断補助4件、それと特定建築物の診断1件、診断としては計5件になります。耐震診断補助4件と改修補助1件の計5件を予定しておりましたが、既存民間住宅の耐震診断補助1件の申請がございまして、1件については執行させていただいたんですが、届け出と申請等がなかったもので、減額させていただいたものでございます。それにかかわるものが22ページにあります既存民間建築物耐震診断補助金で、その1件の診断補助を除いた部分、申請がなかったものから、減額させていただいたということでございます。使われたのは1件だけであるということでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただいた7ページの美化センター電気設備改修について、事業内容の確認をさせていただきたいと思っております。

それから、15ページと22ページの既存民間建築物耐震診断にかかわるお金の出入りがあつたわけで、先ほど説明もいただいたんですけども、実績としては1件のみということで、せっかくの補助金ですので、ぜひ有効活用させていただきたいと、1件であってもこれは積極的な予算

だと思うんですけれども、これは診断を受けたとしても、その後実際の補強が必要だという診断が出た場合に、その後の工事に多額の費用がかかるわけなんです。そこが一つのネックになっていて、診断を受けることそのものへのちゅうちょがあるんです。診断を受けたとしても、その結果によって耐震性が確認されればいいんだけど、耐震の補強工事をしなければならないという結果になったときに、数100万円に及ぶような予算が必要になってくると、工事に係って。それについては、予算としては非常に薄いものですから、なかなか診断を積極的に活用されないということがありますので、ぜひこれは制度として充実をさせていただきたいと思うんです。以前も申し上げたことがありましたけれども、これは診断と、それから耐震工事に係る費用についても補助を行うということをぜひ充実させていただきたいと、この場で改めて申し上げておきたいと思います。

それから、個別予防接種のことなんです。一つお聞きしたいのが、MRと言葉をおっしゃって、MRがわからなかったの、それをもう一度お聞きしたいということと、減額ということで、予定よりも受診というか接種を受ける方が少なかったということで、残念なことだと思うんです。これは周知等に問題があったのか、どうしてこんなに少なくなってしまったのか、積極的に活用していただきたいというのは担当部局のもちろん思っていたとは思いますが、多額の償還というか、減額ということになったということについて何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、1点目には質問もしておりませんが、何も申し上げていませんが、23ページの住宅費にかかわってPFIアドバイザー業務委託料の減額が専決されているようなんですけれども、これは町営緑ヶ丘住宅の事業にかかわるものでありますので、この場で改めて申し上げておきたいんですが、家賃の問題がありまして、担当部局もよく入居者からお聞きいただいていると思っておりますけれども、建てかえが終わった後の家賃が高くなるということで、非常に今から心配されている方がおられますので、こういう減額に至ったということもありますので、ぜひ家賃の引き下げといたしますか、そのあたりにこういった結果を反映していただく努力をこの場で求めておきたいと思っております。

質問は三つ、お願いします。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 まず私のほうからは、予算書の7ページ、地方債補正のごみ処理施設の整備事業債450万円を実施した事業内容について説明させていただきます。

ごみ処理施設の焼却に必要な誘引送風機というのがございまして、その誘引送風機用のイン

バータが故障したことによる更新の工事で、事業費が472万5,000円でございます、そのうち450万円を今回地方債で特定財源として充当するというような事業でございます。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 23ページのPFIのアドバイザー業務委託料減額、落札差金でございますが、この件につきましては、先ほど家賃のほうに、新たに建てかえをしますと、当然その施設が新しくなって家賃が上がることの説明会はさせていただきました。その中でも説明させていただいているんですけども、当然この建物に係るものについては国庫補助もいただきますが、基本的には家賃収入で賄うのが妥当であるという考えもございます。その中で足りない部分につきましては町の福祉的な施策で補うということがございますので、このPFIのアドバイザーの業務の委託料の256万2,000円につきましては、料金のところに反映させてほしいという今お話がございましたが、それは使えないという状況になりますので、ご理解願いたいと思います。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、個別予防接種のうちMRでございますが、MRにつきましては麻しん、いわゆるはしかでございます。

それとあと、この個別予防接種の周知でございますけれども、まず年度当初に全戸家庭に健康カレンダーというのを配布させていただいております、それに詳細に予防接種、それとがん検診等も含めて啓発させていただいております。また、岬だよりに載せておりますカレンダーのところでも啓発をさせていただいているところでございますが、なかなか予定をしております計画数に接種者が追いついていないというのが現状でございます、今後も予防接種の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 もう3回目なので最後になりますけれども、先ほどの美化センターのごみ処理施設の電気設備改修について、少し詳細な説明をいただきました。美化センターの施設については、定期点検を以前よりは少し間隔をあけたり、コストダウンを図るという目的で少し手薄になっているのかなと心配するものがあるんですけども、定期点検をずっと行っていつているという中で、この故障については、以前から危ないというような指摘があったのか、なかったのか、そのあたりについて確認したいと思います。最後なので、もう私、お答えもらっても物言えないので、今後のことも申し上げておきたいと思うんですが、定期点検等で指摘をされた部分、故障の不安があるような部分については、早目早目に対応するようにはしていただきたいと、そのこともあわせて要望しておきたいと思います。

それから、予防接種のことについては、努力もなさっているところかと思えますけれども、今後一層の努力を求めておきたいということと、PFIの家賃引き下げには使えないということでありましたけれども、そういうお答えをもらったとしても、私の立場としては、住民の方から引き下げを願う声をお聞きした限りは、そのことを引き続き求めていくということに変わりはないわけなんですけれども、一つ確認したいのが、ここに載っているアドバイザー業務委託料、これは計画にかかわるものだと思うんですが、家賃の設定にかかわって、家賃の設定というのは工事費から割り出すものなのか、工事費とこのアドバイザー業務委託料と両方あわせたものをもとにして考えるのか、その点だけ、算出の根拠というか、そのあたりについてだけ確認をしておきたい。私の思いとしては、少しでも安い家賃の設定を努力していただきたいと改めて要望したいということであります。お願いします。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 ごみ処理施設の電気設備でございます。この件につきましては、先ほど総務部長からの答弁もありましたように、誘引送風機を制御する設備、いわゆるインバータが故障したためにその改修工事を行ったものでございます。

定期点検につきましては行っておりますけれども、なかなか機械ものでございますので、経年劣化の状況の把握が難しいということでございます。それと、定期点検時はきちんと正常に作動しておるということもございまして、なかなかその判断がつきにくいというものでございます。一つに、耐用年数が来たら取りかえるという手法もございますけれども、町の財政状況を考えますと、なかなかそのサイクルもちょっと今のところ難しいのではないかとということで、今回の部分につきましては、定期点検時には異常はなかったけれど、突然にそのインバータが故障して誘引送風機が停止をしたというものでございます。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 アドバイザー業務自身は、今回上程させていただいた業者選定に係る委託業務でございます。

それとあと、家賃の設定に当たりましては、当然基本的には工事費が反映されてきます。その中に、実際に払っていただく金額につきましては、その人の収入に応じ、また減免措置も設けておりますので、収入の少ない方についてはそういう減免措置を考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君の質疑が終わりました。他に質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 2点確認させていただきたいことがございます。

23ページが一番下の小学校費でございますが、減額になっております耐震診断ということで

上がっておりますが、どここのところであるのかということ、平成27年までに100%の耐震化を目指すという計画に間違いはございませんかということが1点と、あとちょっと戻りまして、17ページの雑入のところ、財政課のところ、通称宝くじ交付金というのがあるんですけども、こういうのはどういう基準で入ってくるのかというのを教えていただければと思います。以上、2点です。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 小学校費の耐震関係でございますが、設計を行いましたのは今年度事業、工事をします多奈川小学校と深日小学校でございます。いずれも不用額が出ております。落札減とか出ておりますので、減額をさせていただいたということでございます。

小学校関係の耐震化の計画につきましては、平成27年度までに行っていくということについては何ら変わりませんので、順調に進んでおるというところでございます。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 私のほうからは、宝くじの収益、宝くじ交付金につきましてご説明申し上げます。

まず、対象となります宝くじにつきましては、サマージャンボ及びオータムジャンボの宝くじの売上げの収益金を各府県単位の売上額に応じまして、各府県の振興協会のほうに歳入されます。それを人口割並びに均等割によりまして、各市町村に配分されるものでございます。そのような交付金でございまして、それでこの交付金をどこに充当するのか、どんな事業に使うのかということなんですけれども、現在岬町におきましては住民情報システムという形でOA関係の経費のほうに充当させていただいております。なお、この収益金につきましてはOA経費とか法律で定められました項目以外に使用することができないという形の財源でございまして、宝くじの売上げに伴いまして各市町村に配分される交付金でございます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君の質疑が終わりました。他に質疑ございませんか。奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけ確認させてください。

先ほど中原議員からも質問されておりましたが、23ページPFIアドバイザー業務委託料の件で、関連でお聞きしたいと思います。先ほど末原部長の答弁で、業者選定の際のアドバイスをいただいたというような説明でありましたが、実際どういうところの業者に発注をされたのか、それだけ確認をしたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 このPFIアドバイザー業務といいますのは、緑ヶ丘住宅を建てかえるに当たってのものでございますが、PFI事業を実施していくためには、PFIに基づいた手続等

を踏まえていく必要がございまして、その辺を実績のあるコンサルタントを選定して契約させていただいたような状況でございます。業務内容としましては、先ほどお話しさせていただきましたような手続関係とか、所要の業務としまして実施方針なり入札説明書等、要求水準書等の作成業務をお願いしたものでございます。業者名は、地域経済研究所というところと、アルパックというんですが、地域計画建築研究所、その2社のグループでございます。

○田島乾正議長 奥野 学君の質疑が終わりました。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第7次））を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第38号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程2、議案第39号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第39号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））についてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成24年度国民健康保険特別会計決算見込みにおいて不用額及び療養給付費負担金等特定財源の確定に伴う財源構成に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,474万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,719万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、5ページ・6ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

まず、国民健康保険料につきましては、国庫負担金等の特定財源及び療養給付費等医療費の確定に伴う財源調整として3,429万6,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、国庫負担金として医療費に充てるための療養給付費負担金の確定に伴い2,633万7,000円を、国庫補助金として財政調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業補助金の確定により36万3,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、府支出金といたしまして、財政調整交付金の確定に伴い、804万4,000円を減額計上いたしております。

次に、財産収入といたしまして、基金預金利子1万3,000円を計上いたしております。

次に、繰越金といたしましては、前年度繰越金428万3,000円を計上しておるところでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

3ページをご参照いただきます。なお、詳細につきましては、7ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

保険給付費につきましては、医療費の見込みが予想を下回ったこと等に伴い、療養諸費2億1,475万7,000円、高額療養費5,802万円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、基金積立金といたしまして、今後の国保の財政運営に資するために財政基盤安定基金への積立金1億5,001万3,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま説明をいただきまして、歳出について医療費が予想より下回ったと、大幅とっていい金額かなと思うんですけども、これ、お金の問題だけで見ると、よかったなど。

このことももとにされて、これは昨年度のですからね、今年度の医療費等にも反映されていくわけですから、お金の面だけで見るといいんですけど、中身をよく分析する必要があると思うんですね。この下回った要因といいますか、何か傾向とかそういうものが把握できておられたら、今後の研究のためにもお聞きしておきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 医療費の落ちた要因でございます。

まず、医療費につきましては、平成24年度の決算見込みにおきまして、平成23年度と比べまして、医療費ベースでいいますと一般被保険者につきましては約4.8%の落ちということで、マイナスの伸びをしめしております。1人当たり、要は被保険者の1人当たり直しましても2.3%の減少ということで、総体的に下がっております。医療費の内容につきましては、医者にかかった療養給付費、また柔道整復師や鍼灸、あるいはコルセットの補装具等を支給しています療養費、それと高額療養費、これらの部分につきましても、三つの要因とも下がってきておるところでございます。平成22年度から平成23年度の一般被保険者の1人当たりの伸びが約7.5%伸びております。このことから考えると、少し落ちたといって安堵はできないなど、一過性のものとも考えられますので、今後の医療費についても見ていく必要があるなというところでございます。しかしながら、平成23年度から平成24年度については、1人当たりの医療費についても減少したということでございます。このまま減少というか、ここを発射台として医療費が動いていくのか、それは一過性のもので、また翌年度は戻るのかというところを見きわめていく必要があると考えておるところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君の質疑が終わりました。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））を起立により採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第39号は、原案のとおり承認することに

決定しました。

○田島乾正議長 日程3、議案第40号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程3、議案第40号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件につきましてご説明いたします。

平成24年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,575万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,289万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、5ページから7ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金222万9,000円を増額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い5,530万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道債150万円、公共下水道事業債5,380万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、交付決定に伴い380万円を減額計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、流域下水道事業、市町村負担金返還金を199万円増額計上し、受益者負担金徴収に係る延滞金の収入見込みにより2万3,000円を減額計上し、岬町下水道条例に違反した業者に課した過料を5万円増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより下水道使用料621万6,000円を減額計上いたしております。内容としましては、現年度分567万5,000円、滞納繰越分54万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。また、下水道手数料につきま

しては、排水設備工事指定業者及び責任技術者登録等手数料5万円を減額計上するものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込みにより受益者負担金463万4,000円を減額計上いたしております。内容としましては、現年度分8万5,000円の増額、滞納繰越分471万9,000円を減額計上するものです。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきまして、5ページ並びに8ページから9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより548万8,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、支出見込みにより一般職超過勤務手当78万2,000円、臨時職員賃金13万1,000円、修繕料6万7,000円、通信運搬費7万6,000円、使用料等徴収事務委託料1万8,000円、下水道台帳作成業務委託料123万3,000円、施設維持管理業務料53万6,000円、職員構成委託料1万7,000円、排水設備改造補助金21万2,000円、負担金の決定に伴い大阪府流域下水道事業維持管理負担金241万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、支出見込みにより5,790万6,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、負担金の決定に伴い、流域下水道事業負担金121万5,000円、職員数の減により一般職超過勤務手当26万円、一般職共済組合負担金追加費用6万7,000円、支出見込みにより普通旅費2万3,000円、消耗品費3万4,000円、印刷製本費1万円、交付決定に伴う事業費の確定及び落札減額により設計委託料628万9,000円、公共下水道工事3,443万6,000円、並びに工事支障物件移転補償費1,557万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、支出見込みによる236万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、地方債利子償還金120万4,000円、また不用額調整により一時借入金利子115万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

地方債借入金の決定に伴い、下水道事業の起債限度額1億8,910万円を1億3,380万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど末原部長からの説明の中で、予算というところもあるんですけども、職員が1名減により不用額が出ましたといった説明があったと思います。水道もしくは下水道のほうで職員さんが減られたのかなと思っておりませんが、水道課のほうではずっと宿直勤務といえますか、そういうことを2名体制でしておられるというのは聞いておりましたが、そちらのほうに影響というのはないのでしょうかというのを私、心配しております、そういう体制をわかる範囲で説明していただいて、いけるのか、あかんのか、また答弁いただければと思います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 竹原議員ご質問の下水道に係る職員の1名減でございますけれども、これにつきましては、土木下水道課という形で課員一同となってバックアップに努めておりますので、今の業務につきましては、何とか支障のない形で進めております。

また、水道の宿直業務につきましては、職員間のバックアップといえますか、個々の職員の時間的余裕を持って、水道課と協力体制を持って対応しているということで、この職員1名減の件とは直接関係のないものと考えております。

○田島乾正議長 豊国秀行君。

○豊国秀行議員 歳出のところでお聞きいたします。

3ページの事業費の下水道事業費減額5,700万円ほどになっているんですけども、内容を見ますと、工事請負費並びに工事支障物件移設補償費がマイナスになっているんですが、これは予定していたものが、この平成24年度はこれだけ減額したということなんだろうけれども、これは工事物件は当然する必要のあるものかと思うんですけども、これが平成25年度に反映されるのでしょうか。その辺ちょっと聞かせてください。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 公共下水道の事業費の減額でございますが、これにつきましては、平成24年度分の工事に係る範囲については工事を行いました。工事並びに支障物件移設補償費につきましては、落札減によるものでございまして、計画どおり事業は実施しております。

○田島乾正議長 竹内邦博君。

○竹内邦博議員 8ページの大阪府流域下水道事業維持管理負担金の減額241万6,000円、これは何の分かだけ教えてください。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 負担金及び交付金の大阪流域下水道維持管理負担金の減額でございますけれども、これにつきましては、流域下水道のほうで我々の工事、流域下水道をすることによります各市町村の応分の負担がございます。この大阪府流域下水道維持管理する割合が各市町村の割合、またそのかかった費用が減額されたことによりまして、各市町村の負担金が減額したものでございます。

○田島乾正議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 参考までにお聞きするんですが、7ページの過料の説明を先ほどいただきましたが、違反した業者に支払わせたというものなのかなと思うんですが、私、この辺のルールも明るくありませんので、どういったルールがあつて、どういった違反があつたのか等について確認をさせていただきたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 この過料につきましては、岬町の下水道条例に違反したということで、内容につきましては、町のほうに申請なく、町が管理する下水道管に誤って穴をあけてしまったという経過がございます。これによりまして、条例に基づきまして5万円の過料をしたものでございます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を起立により採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第40号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程4、議案第41号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町漁業集落

排水事業特別会計補正予算（第1次）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程4、議案第41号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））の件につきましてご説明いたします。

平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、排水処理施設使用料の収入見込み等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算について財源調整するものです。歳入歳出予算の総額の変更はございません。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、3ページ・4ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

繰入金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金22万6,000円を増額計上いたしております。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより排水処理施設使用料現年度分11万6,000円、滞納繰越分1万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、分担金及び負担金につきましては、排水処理施設分担金滞納繰越分9万8,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページの下欄をご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、歳出予算の予算額の変更はございません。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））を起立により採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第41号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程5、議案第42号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程5、議案第42号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））につきましてご説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、平成24年度多奈川財産区特別会計決算見込みにおきまして、土地貸付収入の収入見込み等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,043万円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

多奈川地区多目的公園内への進出企業に貸し付けした資材等仮置き場に係る土地貸付収入26万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。

同様に2ページをごらんください。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

歳入予算で計上しております土地貸付収入を財源といたしまして、多奈川地区財産区基金積立金8万2,000円、一般会計繰出金18万2,000円、あわせて26万4,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算（第4次）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この土地貸付収入がふえたということですが、どの区画の部分であるのかと広さですね、それと期間とわかれば教えていただければと思います。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 まず、土地の貸し付けをいたしました契約の相手方につきましてはシャープ株式会社で、貸付期間につきましては、ことしの1月1日から3月6日でございます。単価につきましては平米150円でございます。対象となりますのは、クロセのほうに処分いたしました分の土地を一部シャープが工事するときに資材置き場に貸し付けをお願いしたいというものでございまして、必要な面積でございます。ただ、3月にクロセのほうに財産区のほうから所有権移転しておりますので、3月6日までといたしますのは、3月7日以降につきましてはクロセのほうにシャープのほうに貸付料をお支払いするというので、3月6日までが町の財産区のほうの取り分でございますので、その分に係ります予算を計上させていただいた次第でございます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））を起立により採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第42号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程6、議案第43号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程6、議案第43号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきまして、その概要を説明させていただきます。

昨今の厳しい経済情勢を受けまして、本町の財政は引き続き厳しい状況にあることから、今回の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,364万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,664万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、5ページ・6ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、障がい児の通所サービス利用に伴う障害児施設措置費（給付費等）負担金96万3,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、589万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、老人憩の家の改修や高齢者の健康増進事業を行うための地域福祉・子育て支援交付金（介護保険特別枠）242万2,000円、子ども・子育て支援法などに基づく新たな制度の施行に向け、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって必要となる地域のニーズの把握に係る子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）147万円、風疹の流行・拡大に伴う緊急対策事業にあてる緊急風疹予防接種助成事業補助金46万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に際して必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金570万3,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、消防団員2名に係る退職報償金108万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ以降に記載しておりますの

であわせてご参照願います。

総務費につきましては、408万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、固定資産税のうち償却資産などに係る町税過誤納償還金148万3,000円、また庁舎耐震診断委託料260万円につきましては、本庁舎の第1次診断を実施するため、当初予算におきまして所要額を計上いたしておりました。しかし、4月13日の淡路島を震源とする地震の発生、また、その後に南海トラフを震源とする大地震が今後30年以内に60%から70%の高い確率で発生するおそれがある旨の公表を受け、耐震性能の診断にあわせ、耐震補強内容についても検討する第2次診断から行うことに伴い追加するものでございます。

民生費につきましては、757万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、地域福祉・子育て支援交付金（介護保険特別枠）を活用して、介護予防教室で実施するノルディックウォーク講習会委託料や高齢者の集いの拠点である老人憩いの家の改修工事192万2,000円などあわせて242万2,000円、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を活用して、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり必要となる地域のニーズの把握を行うための子ども・子育て支援事業委託料147万円、健康ふれあいセンター浴室の天井に係る改修工事165万円などを計上いたしております。

衛生費につきましては、予防接種負担補助金93万8,000円を計上いたしております。全国的な風疹の流行・拡大を受け、大阪府においても感染が広がっております。特に、妊娠初期の女性が風疹にかかりますと先天性風疹症候群を発症する可能性があることから、今般、大阪府は風疹流行緊急事態宣言を行い、府内市町村に対して必要な財政支援制度を創設したところでございます。これを受け、本町では、19歳以上の住民で妊娠を希望する女性や妊婦の夫を対象にして、予防接種費用の全額を公費助成することを内容とする風疹予防対策を緊急に実施するものでございます。

次に、土木費につきましては、予算科目の振りかえに伴う更正でございます。内容といたしましては、多奈川地区多目的公園の維持管理に必要な作業員に係る臨時職員賃金351万5,000円を当初予算において計上いたしておりましたが、しかし必要とする臨時職員の応募がなかったことから、今般、賃金予算を減額し、新たに町内の団体や事業者などへの発注を予定するため、公園等維持管理委託料といたしまして同額の351万5,000円を改めて計上するものでございます。

次に、消防費につきましては、62万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、去る4月13日発生した淡路島付近を震源とする地震に伴い、本町では震度5を観測し、直ちに災

害対策本部を設置するとともに、全職員を招集するC号配備体制を実施したことに伴う一般職超過勤務手当22万円のほか、この地震で被災した洲本市に対する緊急支援物資の購入を取り急ぎ現計予算から執行したことに伴う、災害備蓄品に係る予算額の補填及び新たにブルーシート、非常用飲料水など40万円を今回計上するものでございます。

教育費につきましては、岬中学校校舎屋上の屋根部材が強風及び経年劣化によりはがれ落ち、雨漏りのおそれがあることから修繕料といたしまして43万1,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教・事業・厚生各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教・厚生・事業各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教・厚生・事業各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教・厚生・事業各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程7、議案第44号、特定事業契約締結の件(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程7、議案第44号、特定事業契約締結の件(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、町営緑ヶ丘住宅PFI事業に係る特定事業契約を締結したいので、

民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第9条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この事業につきましては、4月18日の木曜日に落札者を決定いたしました。契約の方法といたしましては総合評価一般競争入札で、契約金額は16億8,000万円、うち消費税及び地方消費税の額は8,000万円でございます。契約の相手方は、大阪府大阪市北区天満2丁目1番31号、株式会社巴コーポレーション大阪支店、執行役員支店長、坂倉睦夫、大阪府大阪市浪速区難波中1丁目13番8号、株式会社シマ、代表取締役、野田昌洋、兵庫県神戸市中央区旭通2丁目10番18号、株式会社クオリア、代表取締役社長、古賀広文、大阪府堺市堺区向陵東町3丁目3番22号、株式会社共設工営、代表取締役、竹原芳雄でございます。

次に、別紙、資料番号1、総合評価結果（経過）調書をご参照願います。

本事業は、町営緑ヶ丘住宅の建てかえをPFI事業により実施するものでございます。事業期間につきましては、議会の議決日から平成30年3月15日までとなっております。

裏面をご参照ください。

参加者は5グループございましたが、予定価格を上回る価格での提案が1グループありましたので失格とし、4グループでの総合評価一般競争入札となったものでございます。落札者の決定につきましては、町営緑ヶ丘住宅建替PFI事業選定委員会において、下欄にお示ししております総合判断により、最も総合判断点の高い巴コーポレーショングループが落札候補者に選定された審査結果を踏まえ、落札候補者を落札者に決定し、応札金額を落札金額と決定したものでございます。

調書の表にお戻りください。

9の予定価格ですが、入札前に交付をしており、消費税及び地方消費税抜きの17億7,990万円でございます。

事業概要につきましては、資料番号の2の1ページと2ページをあわせてご参照ください。

事業概要は、事業計画の策定、町営住宅整備、入居者移転支援業務でございます。主な整備概要ですが、1期工事は平成25年度から平成27年度にかけ8階建て1棟で63戸を整備し、2期工事は平成28年度から平成29年度にかけ8階建て2棟で63戸を整備するものでございます。余剰地は、2期工区の住戸の移転完了後、平成29年度に既存住棟、共同浴場等の解体撤去を行うものでございます。

3ページをご参照ください。

これは、落札者提案の完成予想図となっております。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この契約の件ではないんですが、この町営住宅の入居の件ですが、2点確認いたします。

この入居には、一般の方の入居ができるかどうか確認したいのが1点と、また入居ができるとなると、一般の方の何戸の数が入れるようになるのか、その点よろしくお願ひします。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 和田議員のご質問の一般の方が入居できるかというご質問でございますが、今回のPFI事業による緑ヶ丘の住宅につきましては、町内にございます、現在住んでいる方が基本的には移転する、その棟数プラス戸数、町の中には木造の住宅もございます。この方についても、将来的には緑ヶ丘に入っていたきたいというような住民説明会を行っております。その辺の希望も含めまして調整いたしますが、最終的に余った住戸が生じる可能性がございます。その場合は、町営住宅の入居基準に合致する方についてまず入居していただくと、そのような形で考えております。

少しつけ加えますと、一般の方というのは、町営住宅に入っている方で、その方が移転をすると。基本的な考え方から、一般の方の定義でございますけれども、住宅を持たれている方がそこに入るというような規定はございません。住宅に困窮する方が収入基準等でそういうようなもろもろの町営住宅に入るための基準がございまして、それに合致する方に入っていただくと、そういう状況でございますが、一般の方が即その入居基準を満たさない方が入れるということではございませんので、ご理解願ひしたいと思います。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の部長の答弁では、ほかにも町営住宅があるのでその方も入れたいという答弁でございますが、それでは一般の方の困窮者の方というのは私もわかります。住宅を自分が持つて入れてくれという人は入りにくいというのはわかっておりますが、町営住宅に入っている人が入ると、現在入っている方で、もし全戸数がいっぱいになったとしますと、新しい方は1人も入れないということですか。私は、住民に言っているのは、緑ヶ丘の住宅ができるときには一般の方も入れますということと言っているのに、この話を聞いていますと、町営住宅と現在の入っている方とでどうなるんですか、一つもつかないんですか。その答弁よろしくお願ひします。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 町長のほうも、各議会の折に説明させていただいておりますように、実際に入居されている方が移転されますと、20戸ほど余裕といたしますか、20戸あくわけなんですけれども、その20戸の中で今度新たに入居される方に募集していく予定を考えているところでございます。ただ、先ほど部長がお話しした木造住宅の入居の関係もございまして、20戸のうち10戸、希望によるんですけれども、移りたいという方は移っていただくように考えています。基本的には、ああいった部分については、一般公募して入居の機会を設けてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私は、前から一般の方というような質問をしたことがあるんですけど、一般の方がいつでも入れるなという感覚できたんですけど、今の話を聞いていますと、悪かったら満タンになると、一般の方の件は町営住宅の方も、できれば町としたらやっぱりそこへ入っていただくのがいいんだろうと思うので、木造の町営住宅に入っていただいたら結構かと思うんですが、それでは普通困窮者の方でやっぱりあそこへ入りたいという方があった場合、入れないというような感覚ですけど、町長、どうですか。何とかやっていけますか。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 和田議員の質問が、一般ということ、どのことを指して一般と言われているかがちょっと担当が理解しにくいと思います。現在、緑ヶ丘住宅に入居されている方は優先して新しく建てかえるところへ入居していただく。その数の中で20戸程度空き室ができるわけなんですけれども、淡輪の木造の町営住宅、そして深日にもありますし、多奈川には今ないのか、その関係の方も含めた社会資本の事業をやっていますので、その方たちがもし入居を希望された場合に、場合によっては20戸あいている分が幾ら空き家になるかというのがまだちょっとつかめてないところがありますので、それ以外でもし空き家が10戸なら10戸あいたとしたら、そういった住宅困窮者、新たに住宅困窮者について一般公募して、きっちりと入居させてやりたいというのが基本ですので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

○田島乾正議長 和田勝弘の質疑が終わりました。他に質疑ございませんか。鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ちょっとお聞きしたいんですけども、中高層の8階建ての建物を合計3棟建てるわけですね。エレベーターとかそういう設備のほうでも大分お金が張ると思うんですが、その辺、差し支えない程度に、何基で、大体いくらぐらいか教えてもらいたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 エレベーターの基数につきましては、1棟につき1基になりますので、3

基設置させていただき予定でございます。それに係る維持経費ですけれども、想定では、事例等を参考にして、実際に緑ヶ丘に建ったものがどれぐらいになるかというのがあるんですけれども、同規模の大阪の府営住宅でいいますと、大体3基で230万円ほどになる状況かなと考えております。ただ、マッチングしたものではないかもしれませんので、もう少し高くなる可能性はあるとは思いますが。

○田島乾正議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今、詳しいことをお聞きしましたけれども、一応入札金額16億8,000万円、無論この中に予算は入っているということですね。それを確認しておきます。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 申しわけございません。エレベーターの費用をお聞きになっておるようで、私、維持管理の回答をさせていただきまして、申しわけございませんでした。

基本的には、エレベーターの費用については、この工事費の中に含まれてございます。

○田島乾正議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 参考までに、差し支えなければ、1基当たりどれぐらいのものか、エレベーターの費用。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 事業者のほうからの提案をいただいてしておりまして、その辺の詳細については、まだ、業者のほうから出ておりませんので、今ちょっとお答えすることはできないので申しわけございません。

○田島乾正議長 鍛冶末雄の質疑が終わりました。他に質疑ございませんか。出口 実君。

○出口 実議員 鍛冶議員の関連質問にはなるとは思いますけれども、これも年間の維持経費ですね、それと同時に、家賃と共益費というのを別途住まれる方々から徴収するものか、その辺の金額をお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 家賃につきましては、収入に応じて算定することになります。新しくなって、ちょっとお風呂も整備しますので、広がって家賃は上がりますが、収入に応じて家賃算定をさせていただいている。あと、共益費のほうは、住民説明会でも入居者の説明もお話しし、今後徴収させていただきことで説明はさせていただいております。

施設の維持管理ですが、先ほど私、間違えてちょっと答弁してしまったんですが、大阪府の事例をもとに算出しますと、年間維持管理費が500万円ほどかかるのではないかと。ただ、古く

なってまいりますと、いろいろと修繕部分が出てきますので、もう少し出てくるのかなとは思いますが、ある一つの事例をお話しさせてもらおうと、そういう金額ということでございます。

○田島乾正議長 出口 実君。

○出口 実議員 今の説明で理解はできるんですけども、家賃と共益費を仮に徴収するに当たり、年間の維持経費が500万円という形で、もしくは家賃・共益費が200万円とすれば、あと300万円は町からの住民の税金の負担になってくるんですか。その辺はどういうふうな考え方を持っておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 基本的に公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者向けの住宅として発足した状況がございまして、議員が言われるように、収支の関係で均衡を保てばいいんですけども、そういう福祉的な観点もございまして、その差額については、町の一般財源として投入するような形になるものでございます。

○田島乾正議長 出口 実君の質疑が終わりました。奥野 学君。

○奥野 学議員 この資料の一番最後の鳥瞰図を見ておきますと、駐車スペースもかなりあるわけですが、先ほどの家賃プラス駐車場料金の辺はどのようになるのか、今現在はどのような状態になっているのか、参考に教えてください。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 駐車場料金も共益費と同じように、入居者の方に説明させていただいた上で、駐車場料金を徴収させていただく形で説明をさせていただいております。現在は、地元のほうで運営管理していただいているような状況でございます。

○田島乾正議長 よろしいですね。他に質疑ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久議員 今、出口議員との関連もございましてけれども、今、木下理事のほうから運営管理の問題、500万円程度という数字が出ていましたけれども、これだけの物件で500万円では無理できないと思います。当然、管理をする何かの組織、会社なり役場でこれを管理できませんよね。そうすると、やっぱり管理会社を置くとか、管理人を置くとか、そういうことになってまいります。特にこういう住宅については、24時間、何かあったら対応していかないといけない。私も大阪市内で2棟やっておりますけれども、やっぱり1カ月約100万円ぐらいかかります。ですから、この辺の経費の歳出については、しっかりとつかんでおかないと、各議員も思っておりますのは、一般会計から繰り出しをするような、できるだけないように住宅の運営をやってほしい。もちろん福祉という部分を捉えて、わからんことはないですよ。しかし、基本は

やっぱり家賃で、また共益費で全てを賄えるように、これを今後持っていく、そういうものでなかったら、この住宅を管理することはできません。もちろん、今の段階になってこの話を出しているのは、我々もいかんと思います。この契約の段階でもっときちっとたたいておくべきやと思いますけれども、事ここに至って、やはりもう少し数字的なところを町としてもつかんでおいてほしい。これだけ要望しておきます。

○田島乾正議長 答弁は結構ですね、要望のみね。他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 資料を詳細なものを用意していただいて、把握しやすいのでありがたいと思うんですが、その資料に基づいてお尋ねをいたします。

資料番号1の表面で、落札者4社がグループ化したものということになるかなと思うんですが、大きな工事になりますので、なかなか地元の業者に仕事が回ってくるというようなことは難しいのかなというようなことを以前もお聞きしていたかと思うんですが、やはりそういう結果になってしまうのかどうか、地元の業者に多少なりとも仕事が回ったりとか、経済の活性化に多少でもつながるような事業になっていかないのかという、その点を1点確認したいのと、それから資料番号1の裏面に、総合判断の表をつけていただいております、今回落札に至った巴コーポレーショングループ、それからA、B、Cと総合判断の点数が書かれているわけなんです。この加算点についてお尋ねをしたいんですが、Bの業者は加算点が100点のうち80.3点ということで比較的高い、四つの業者の中で一番高いということになるんですが、この加算については、説明では、要求水準以上の具体的かつすぐれた提案がなされている内容についての評価ということで抽象的ですので、この加算点の算定根拠といいますか、どういった基準をもって判断しているのかという点や、またそれぞれの業者について、点数をつけるに至った傾向といいますか、提案書は私どもは恐らく見ることはできないと思いますので、内容について特徴的なことがあったら確認しておきたいと思います。

それから、点数をつけるときに、選定委員会において検討いただいたということだと思うんですが、その委員会の構成についてもこの際、確認しておきたいと思います。

それから、念のためですけれども、現在入居していただいている方が転居しなければならないということで、その業務についてもこの事業の一環となっているわけですが、その転居についても工事費用といいますか、入札されてきた金額の中に全て含まれているということでもいいわけですよ。その点も念のため確認をさせてください。転居しなければならない人が、その転居に係る費用は発生しないということでもいいのかどうか確認をしたいと思います。

それから、以前この建てかえによって電波障害の問題が議論されていたことが議会内であった

んですが、その決着がどうなっているのか、私ちょっと確認ができておりませんので、電波障害が発生しないのかどうか確認をしたいと思います。

それから、あと1点ですが、入居にかかわることについて、先ほど来議論があるところなんですけれども、入居に当たって、町長の一つの施策として、若年層といいますか、子育て世代に優先して公営住宅にご入居いただくということを一つの施策として取り組んでおられるわけですが、この町営住宅、建てかえたあとの入居についても、余剰の住戸についてはそういった施策に取り組まれるのかどうか、その点について確認をしたいと思います。

六つお聞きしたのかなと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 まず、1点目の地元企業の件でございますが、2点目の加算点にもちょっとかかわってくるんですけれども、基本的に、ご提案いただいた中では、30%ほど地元企業を使って仕事をしていくというふうなご提案をいただいております。2点目にかかわる加算点になるんですが、どういう項目で加算点をしたかといいますと、大きくいいますと、事業の実施体制、それから全体計画、それから建てかえ住宅計画、それから施工計画、それから入居者移転支援業務の実施計画で総合評価という形の項目がございます。もう少しお話しさせていただきますと、事業の実施算定では、先ほど言われた地域経済の貢献であるとか中小企業の協力体制などの項目についてご提案いただくような状況でございます。それと、あと全体計画については、全体の配置計画なり周辺環境への配慮、それから建てかえ住宅計画では住戸計画・住棟計画、それから施工計画では施工体制とか近隣への配慮等々、項目について採点いただいたものとなっております。

あと、選定委員の構成でございますが、大学の教授4名と、あと公認会計士1名の5名で構成しておるものでございます。

4点目の転居の費用については、この事業費の中に入っているのかというご質問ですが、基本的には、入居者の移転に係る費用については、この中に経費については全部含まれている形となっております。

次、電波障害の件ですが、委員会等でもお話がございましたように、できるだけ障害が出ない形ということで、要求水準書にも書かせていただきまして、これから事業者のほうで設計を進めてまいる折、その辺もう一度チェックをして、できるだけ支障のない形で進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、入居の件でございますが、子育て世帯をどうするのか、もちろん町長が掲げてござい

ます施策でございますので、空き家等発生した折等において、今回の新たな入居の場合でも施策を実施してまいりたいと考えてございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 答弁漏れとまでは言いませんけれども、1点目にお聞きした中で、総合判断の加算点のところ得点が出ているんだけど、どうしてこういう点数の差になったかというか、それぞれのグループの提案されている中身の傾向なんかがあったらお聞きしたいということについてお答えをいただけないんですけれど。例えばBの業者は、加算点が100点中80.3点なんです。それで、今事業を実施すると予定されている巴コーポレーショングループ、きょう可決されればということになりましょうが、ここは73.7点なんです。こういう点数の差がどういうことであらわれているのかということを知りたいわけなんです。この選定委員会とかは非公開ですよ。ですので、公開されて審査されている中身を見せていただければ、こういうことは聞かなくていいんですけれども、こういう点数だけで見てもわからないんです。それで、この点数が出た何らかの要因というか、それぞれのグループの傾向があれば聞きたいという意味です。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 この採点につきましては、先ほどご説明させていただいた選定委員5名で採点していただきまして、その平均点を算出しておる状況でございます。この採点結果につきましては、ホームページ等で公表させていただいているとともに、各議員にもお知らせということで配付させていただいている状況でございます。

○田島乾正議長 よろしいですか、答弁。

○中原 晶議員 答弁はいいです。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ちょっと済みません。訂正だけちょっとさせてください。

今、町長も言われたんですけど、一般の方というのはちょっとおかしい発言だったなと思っていますので、一応岬町住民の方ということに変更していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○田島乾正議長 質問じゃなくて、訂正ですね。わかりました。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私のほうから、第1期工事の進め方というんですかね、予定では、資料番号2のところには平成25年度から平成27年度と書かれておりますが、もうここで議決しましたら、もう即工事にかかれるのか、そういう細かい日程というのが、何月ごろには解体しますとか、

何月ごろには土地改良をしますとかいうのが、わかる範囲で結構ですので、答弁いただければと思います。

○田島乾正議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 1期工区、平成25年から平成27年と書いてございますが、実際平成25年、今回議決賜って、業者のほうで現況調査して、設計をまず進める形になります。基本的に、設計して工事が完了する間が平成25年から平成27年度にかけて完了する予定であるということでございます。詳細の、いつ工事に着手して、完了して、入居はいつであるというのは、今後事業者の設計終わった後、工程表等の詳細な提出がございましたら、議会のほうにもお知らせさせていただきたい、ご説明させていただきたいと考えてございます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今お聞きしまして、私が心配していたのは、子育て支援センターが近くにありませんよね。そこで保育所の給食等々をつくられている、工事と重なってはいろいろな影響があるのではないかと心配しておりました。この辺も重々配慮して進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○田島乾正議長 答弁はよろしいですか。要望ですね。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 私、賛成なので。

○田島乾正議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 これは、公の事業ということになりますので、私自身はこういう公の事業において、PFIという手法をとるとということについては異議があるんですけども、岬町の現状における人的、また財政的な側面を考えると、賛同せざるを得ないと考えるものであります。事業の目的として、耐震性の確保と住環境の質の向上という、そういった趣旨には賛同できるものでありますので、今後の事業の安全な実施と現在の入居者の移転において、さまざまな意味での負担の軽減を図っていただくこと、また家賃については先ほども求めたところではありますが、できる限りの軽減を図っていただくように努力いただくことを求めて、賛同したいと思います。あわせて、先ほど質問させていただいて確認をしました、地域経済の活性化に貢献するということ

についても期待するところでありますので、本件については賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。反対の方、おりませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑の内容を聞かさせていただくと、20戸ほどあいている中で、またそこへ町営住宅の木造の方が入られて、残りのところの入居を促進するといった点で、子育て世代をどんどん、できるだけ入れていただいて、町の活性化のために部屋をあけてくれているということですので、その点を期待いたしまして賛成討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君の賛成討論が終わりました。他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号、特定事業契約締結の件(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第44号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

再開は、午後1時30分とします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。1点お諮りしたいことがございます。先ほどの審議、日程7、議案第44号、特定事業契約締結の件(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)で、理事者側から答弁漏れ、説明漏れがございましたので、この件について、審議を終えていますが、その説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。それでは、答弁漏れの答弁者、都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 答弁漏れがあったこと、深くおわび申し上げます。

ご説明ですが、町営住宅の維持管理費につきまして、私のほうで年間500万円というお答えをさせていただいていた状況の中で、その費用につきましては、建物の3棟についての、建物の維持管理に係る経費のことをごさいます、住宅の運営に係ります住宅管理の費用につきましては、現在、直接職員が行っている状況をごさいます、その費用は含まれていないものとなっております。

○田島乾正議長 以上のとおり、答弁、説明ございましたとおり、よろしくお諮り願いたいと思います。今後、本会議上は慎重審議しておる上で、ひとつ答弁者においてもこのようなことのないように申し入れておきます。

○田島乾正議長 日程8、議案第45号、岬町子ども・子育て会議条例を制定する件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程8、議案第45号、岬町子ども・子育て会議条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法第77条、第1項の規定に基づく子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

昨年8月、就学前の子どもの教育・保育や地域の子育て支援に関する子ども・子育て関連三法が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援の新たな制度がスタートいたします。本町といたしましては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関する事項等を調査・審議していただくための会議を設置し、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育ての支援を総合的に推進するものでございます。

条例案の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。なお、本条例は、法律を引用している部分もございまして、説明につきましては、本日配付させていただいております岬町子ども・子育て会議条例（案）の概要により説明をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

まず、第1条につきましては条例の趣旨でございます。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき岬町子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条の任務につきましては、法第77条第1項に規定する事務として、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を述べること、特定地域型保育事業に関する利用定員の設定について意見を述べること、また子ども・子育て支援事業計画の策定または変更について意見を述べること、子ども・子育て支援施策の推進に関して必要な事項や実施状況を調査・審議することを任務と定めておるところでございます。

次に、第3条の組織につきましては、委員は22名以内で組織し、学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援関係団体に属する者、子どもの保護者、応募した住民のうちから町長が委嘱または任命すると定めております。

第4条では、委員の任期を定めており、委員の任期は2年で、再任を妨げない者とし、また委員が欠けた場合の補充委員の任期や委員の要件を欠いた場合の規定について定めたものでございます。

次に、第5条の長につきましては、会長の選出方法、職務、また職務代理について定めておるものでございます。

次に、第6条の会議では、会議は会長が召集し、その議長となることや会議の成立要件等について定めており、また第7条の意見の聴取では、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる旨を定めておるところでございます。

第8条では、子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理をすることと定めております。

次に、第9条につきましては、委任として条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は町長が別に定めることとすることを定めております。

次に、附則といたしまして、施行期日につきましては、交付の日から施行するものでございます。

また、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表において子ども・子育て会議について追加をするものでございます。ちなみに、委員報酬として、委員長は月額7,000円、委員が6,500円ということになります。

なお、理念には、参考として子ども・子育て支援法の関連する箇所の抜粋をお示しいたしておりますので、後ほどでもご確認いただきたいと思います。

以上が岬町子ども・子育て会議条例（案）の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町子ども・子育て会議条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程9、議案第46号、岬町運動広場設置条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 日程9、議案第46号、岬町運動広場設置条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、町営緑ヶ丘住宅の建てかえ事業の実施に伴い、緑ヶ丘青少年運動広場を廃止する必要がありますので、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案の内容について説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

第2条中、これは名称及び位置を規定した条文であります。ここから緑ヶ丘青少年運動広場に係る部分を削ります。

次に、別表中、これは使用料について規定した部分ですが、ここから緑ヶ丘青少年運動広場に係る部分を削ります。

附則で、条例の施行期日につきましては、交付の日からとしております。

以上が岬町運動広場設置条例の一部を改正する条例（案）の内容であります。

本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町運動広場設置条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程10、報告第1号、平成24年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について報告を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程10、報告第1号、平成24年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面をご参照いただきたいと思います。

繰越事業といたしましては、農業水利施設整備事業ほか4事業となっております。うち農業水利施設整備事業から小学校屋上フェンス改修事業までの4事業につきましては、緊急経済対策の一環として本年1月15日に閣議決定され、2月26日に成立いたしました平成24年度国の補正予算（第1号）に伴う事業でございます。

また、下の小学校耐震補強事業につきましては、国において昨年11月30日に閣議決定され

ました、一般会計の予備費及び東日本大震災復興特別会計予備費に伴う事業でございます。これらの事業につきましては、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し、平成25年度に明許繰越を行ったものでございます。

なお、各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上が平成24年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○田島乾正議長 財政改革部長の報告が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって平成24年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件の報告を終わります。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

なお、全員懇談会を2時から第2委員会室で開催します。理事者においては、白井総務部長等の出席をお願いします。暫時休憩します。

(午後 1時45分 休憩)

(午後 4時46分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

(午後 4時47分 休憩)

(午後 7時09分 再開)

○竹原伸晃副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長田島乾正君からの議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定しました。

○竹原伸晃副議長 追加日程1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田島乾正君の退場を求めます。

提出されております辞職願を朗読します。

平成25年6月12日、岬町議会副議長殿。岬町議会議長、田島乾正。

辞職願。

このたび、都合により岬町議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

お諮りします。田島乾正君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。よって、田島乾正君の議長の辞職を許可することに決定しました。

田島乾正君の入場を求めます。

ただいま田島乾正君の議長の辞職が許可されましたので報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

○竹原伸晃副議長 追加日程2、選挙第5号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番 出口実君、11番 道工晴久君、12番 豊国秀行君を指名します。

投票は、単記無記名です。また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常なしと認めます。

これより投票を行います。議席番号順に投票願います。投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。出口 実君、道工晴久君、豊国秀行君、立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち有効投票14票、無効投票0票です。有効投票のうち田島乾正君、8票、奥野 学君、6票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田島乾正君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま議長に当選されました田島乾正君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。本来は、議長に当選されました田島乾正君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。田島議長、議長席におつき願います。

○田島乾正議長 それでは、挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

副議長、竹原伸晃君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程3として直ちに議題とすることにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程3として直ちに議題とすることに決定しました。

-
- 田島乾正議長 追加日程3、副議長辞職の件を議題とします。

副議長の竹原伸晃君から副議長の辞職願が提出されております。地方自治法第117条の規定により、竹原伸晃君の退場を求めます。

辞職願を朗読いたします。

平成25年6月12日、岬町議会議長殿。岬町議会副議長、竹原伸晃。

辞職願。

このたび、都合により岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

お諮りします。竹原伸晃君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、竹原伸晃君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

竹原伸晃君の入場を求めます。

ただいま竹原伸晃君の副議長の辞職が許可されましたので報告します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

-
- 田島乾正議長 追加日程4、選挙第6号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番 中原晶君、14番 辻下正純君、15番 反保多喜男君を指名いたします。

投票は、単記無記名です。また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常なしと認めます。

これより投票を行います。議席番号順に投票をお願いします。投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。中原 晶君、辻下正純君、反保多喜男君、立ち会いをお願いします。選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち有効投票13票、無効投票1票です。うち白票1票です。有効投票のうち道工晴久君、13票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。よって、道工晴久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま副議長に当選されました道工晴久君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。本来なら、副議長に当選されました道工晴久君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。休憩いたします。

この場で第2委員会室に参集していただきまして、全員懇談会を開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(午後 7時31分 休憩)

(午後 8時33分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田島乾正議長 お諮りします。日程11、選任第4号、常任委員会委員の選任から日程12、選任第5号、議会運営委員会委員の選任、日程13、選任第6号、特別委員会委員の選任までの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、日程11、日程12及び日程13の3件を一括議題とします。常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

(午後 8時34分 休憩)

(午後 8時35分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○田島乾正議長 日程14、推選第2号、農業委員会委員の推選を議題といたします。

農業委員会委員の指名について、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、竹内邦博君の退場を求めます。

それでは、指名させていただきます。

農業委員会委員に竹内邦博君を推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会委員に竹内邦博君を推選することに決定しました。

竹内邦博君の入場を求めます。

竹内邦博君を農業委員会委員に推選することに決定しましたので、報告します。

○田島乾正議長 日程15、選挙第4号、泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に総務文教委員会委員長の竹原伸晃君、議長の私、田島乾正を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました竹原伸晃君と私、田島乾正を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました竹原伸晃君と田島乾正が泉州南消防組合議会議員に当選されました。ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか、竹原伸晃君、よろしく願いいたします。

○田島乾正議長 日程16、議案第47号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、豊国秀行君の退場を求めます。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代堯君。

○田代町長 日程16、議案第47号、監査委員の選任について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から選任の鍛冶末雄氏が監査委員を退職されたので、豊国秀行氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより議案第47号、監査委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第47号は、これに同意することに決定しました。

豊国秀行君の入場を求めます。

ただいま監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

○田島乾正議長 お諮りします。日程17、総務文教委員会の閉会中の所管事務調査についてから日程18、厚生委員会の閉会中の所管事務調査について、日程19、事業委員会の閉会中の所管事務調査について及び日程20、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査までの4件について一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、日程17から日程20までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。3常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして、私のほうからご挨拶を申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長は演壇のほうへお願いします。

それでは、三役、そして各常任委員長、議会運営委員長が本日誕生いたしました。臨時議会から始まりまして本日まで、私が住民のために議会改革という思いのために本日までいろいろ混乱を招かせたんですけれども、これは私が真に議会運営のためと思い、行った行為でございます。その点、誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。よって、本日からこの新役員で、この1年間、住民のために議会運営をしてみたいと思いますので、どうか皆様方のご指示、ご協力をひとつこの場をおかりしまして、お願いと就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○田島乾正議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員については、委員会付託分の審議についてよろしく申し上げます。

次の会議は、6月28日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開催したいと思いますので、ご参集よろしく申し上げます。

本日は慎重審議、どうもご苦労さまでした。

(午後 8時42分 散会)

以上の記録が本町議会平成25年第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年6月12日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

副 議 長 竹 原 伸 晃

議 員 鍛 治 末 雄

議 員 奥 野 学